

松 高 第 5 7 9 号
平成 2 5 年 8 月 1 日

介護保険事業者 様

健康部高齢介護課長

介護給付適正化事業について（通知）

平素は、本市の介護保険事業にご協力頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記についてですが、本市におきましても厚生労働省老健局通知に基づき「介護給付の適正化」を推進するため第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画を実施しているところです。

「介護給付の適正化」とは、介護給付を必要とする受給者を適正に認定した上で、受給者の方が真に必要とするサービスについて、介護事業者が介護保険法に従って適正に提供する旨、周知、徹底及び指導することです。

つきましては、今年度より介護給付の適正化を図る目的で、適切なサービスと判断し難い給付に対して疑義照会等を実施することで、介護保険利用者に対する適切な介護サービスの提供を図りたいと考えております。

適正な介護給付は、介護保険の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増加抑制につながることで、持続可能な介護保険制度の構築にもつながるものです。介護保険事業者様のご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

松原市健康部高齢介護課 認定係
担当：木村
電話：072-334-1550
Fax：072-337-3052
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp